

手引利用の留意点

1 手引の対象

この手引は、既にコンビナート地域内の事業所で高圧ガスに係わる事業に従事している方を対象に、日常業務で必要になる高圧ガス保安法の事務手続の解説をしています。

なお、新たにコンビナート地域内に事業所を開設する場合の手続については、消防保安課に直接御相談ください。

また、令和4年6月22日に公布された高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（以下「改正高圧法」という。）第39条の13における認定高度保安実施者（以下「認定高度保安実施者」という。）に係る手続き等につきましては、目次17 認定高度保安実施者に係る手続き等をご参照ください。

2 ~4 (略)

目次

本文

1 高圧ガス製造施設等変更許可申請.....	1
2 製造施設完成検査.....	7
3 保安検査.....	9
4 高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価申請.....	13
5 高圧ガス保安統括者等届.....	15
6 高圧ガス製造施設軽微変更届.....	17
7 高圧ガス製造施設休止届.....	20
8 特定高圧ガス消費届.....	21
9 特定高圧ガス消費施設等変更届.....	22
10 特定高圧ガス取扱主任者届.....	22
11 危害予防規程届.....	23
12 高圧ガス関係変更届.....	23
13 高圧ガス製造施設軽微変更報告.....	23
14 <u>高圧ガス製造保安責任者免状等交付</u>	24
15 事故届.....	25
16 その他.....	25
<u>17 認定高度保安実施者に係る手続き等</u>	<u>26</u>

参考

参考1 変更許可申請明細書の例.....	<u>28</u>
参考2 軽微変更届明細書の例.....	<u>29</u>
参考3 ガス名別ガス処理能力表の例.....	<u>30</u>
参考4 技術基準一覧表の例.....	<u>30</u>
参考5 機器等一覧表の例	
(1) 機器一覧表の例.....	<u>34</u>
(2) 弁類一覧表の例.....	<u>35</u>
(3) 配管一覧表の例.....	<u>35</u>
(4) 計装類一覧表の例.....	<u>35</u>
参考6 定期自主検査において発見された欠陥について行う溶接補修工事の取り扱いについて....	<u>36</u>

様式集 (別冊)

注1~2 (略)

手引利用の留意点

1 手引の対象

この手引は、既にコンビナート地域内の事業所で高圧ガスに係わる事業に従事している方を対象に、日常業務で必要になる高圧ガス保安法の事務手続の解説をしています。

なお、新たにコンビナート地域内に事業所を開設する場合の手続については、消防保安課に直接御相談ください。

2 ~4 (略)

目次

本文

1 高圧ガス製造施設等変更許可申請.....	1
2 製造施設完成検査.....	7
3 保安検査.....	9
4 高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価申請.....	13
5 高圧ガス保安統括者等届.....	15
6 高圧ガス製造施設軽微変更届.....	17
7 高圧ガス製造施設休止届.....	20
8 特定高圧ガス消費届.....	21
9 特定高圧ガス消費施設等変更届.....	22
10 特定高圧ガス取扱主任者届.....	22
11 危害予防規程届.....	23
12 高圧ガス関係変更届.....	23
13 高圧ガス製造施設軽微変更報告.....	23
14 <u>高圧ガス製造保安責任者免状等交付申請</u>	24
15 事故届.....	25
16 その他.....	25

参考

参考1 変更許可申請明細書の例.....	26
参考2 軽微変更届明細書の例.....	27
参考3 ガス名別ガス処理能力表の例.....	28
参考4 技術基準一覧表の例.....	28
参考5 機器等一覧表の例	
(1) 機器一覧表の例.....	32
(2) 弁類一覧表の例.....	33
(3) 配管一覧表の例.....	33
(4) 計装類一覧表の例.....	33
参考6 定期自主検査において発見された欠陥について行う溶接補修工事の取り扱いについて ...	34

様式集 (別冊)

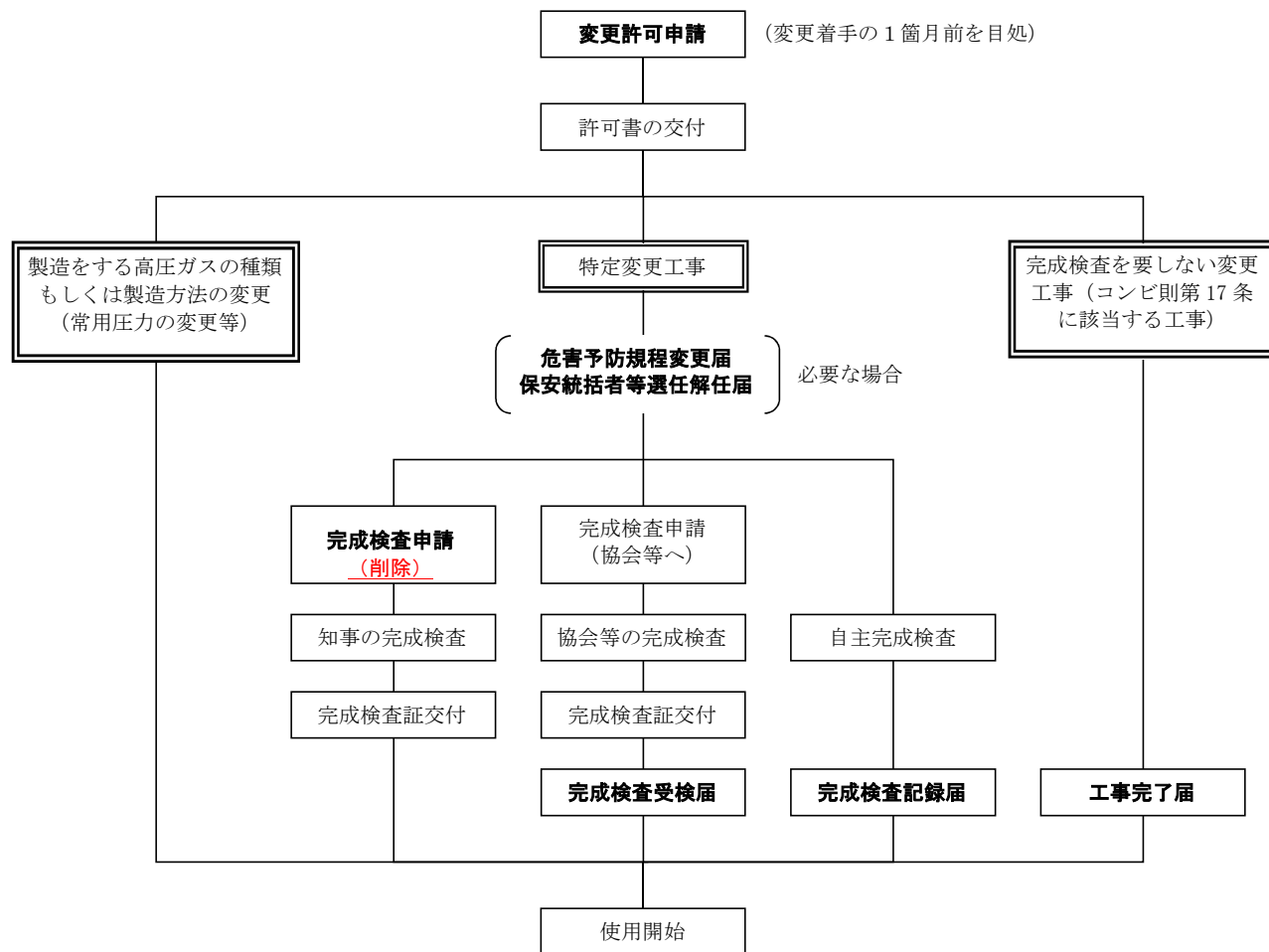
注1~2 (略)

新

1 高圧ガス製造施設等変更許可申請

(コンビ則第 13 条)

高圧ガス製造施設や製造をする高圧ガスの種類、製造方法を変更する場合の手続きの流れは、次のフローチャートに示すとおりである。変更許可申請に必要な書類は、次頁以降に示すものを標準とし、申請は工事着工予定の 1 箇月前を目途に行う。なお、大規模な改修や処理能力の変更を伴う変更、耐震設計が必要な変更等については、原則として事前に相談すること。また、申請時に保安検査の方法を確認する場合があるので留意しておくこと。



注 3 図中**太字**で示した手続きは、知事に対して行うものである。

【留意事項】

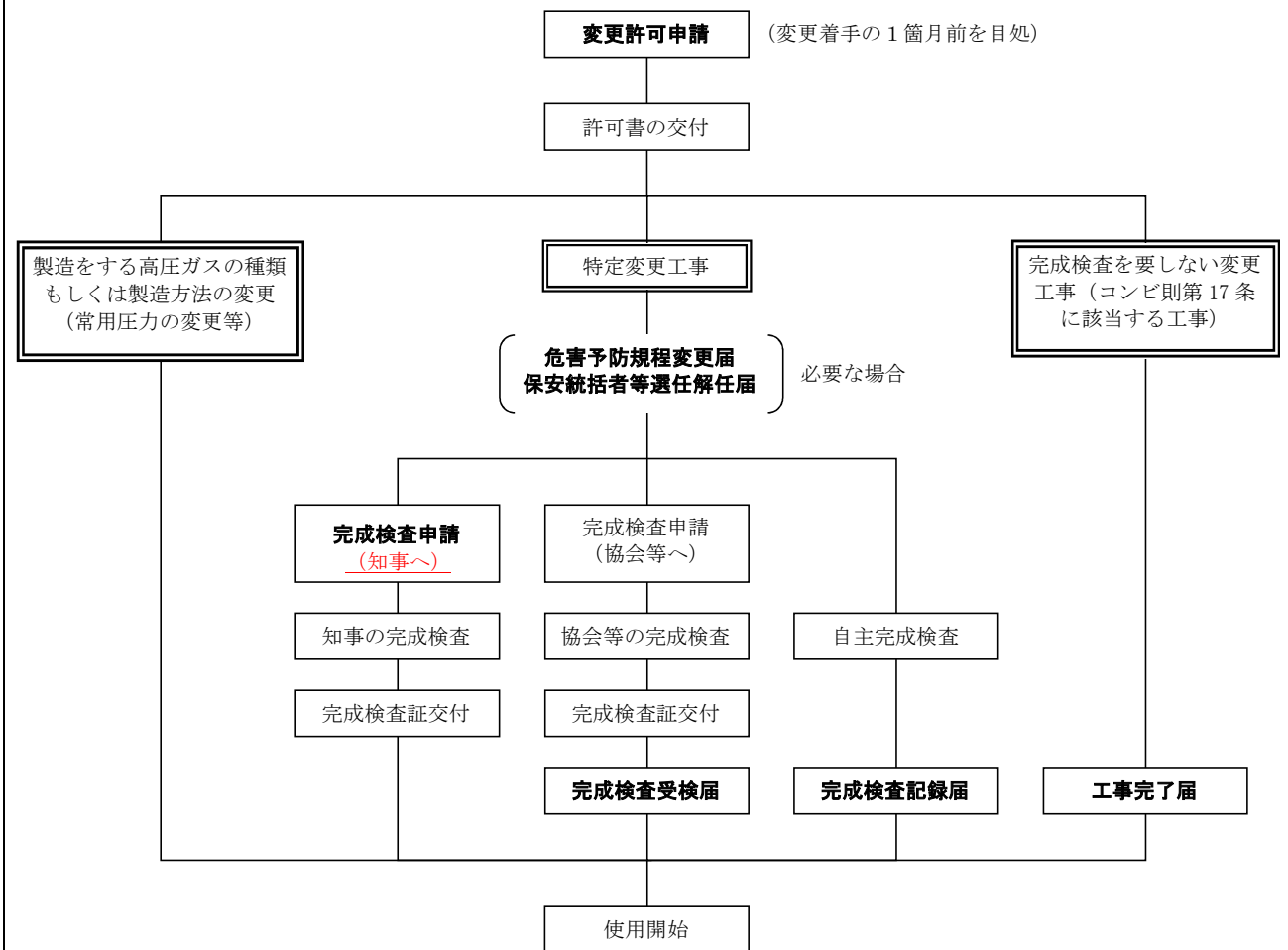
- 既に高圧ガスの製造の許可を受けた施設の一部を、第二種製造者として届出を行う場合、『高圧ガス施設等軽微変更報告』と『高圧ガス製造事業届』の両方の届出が必要となる。また、必要に応じて危害予防規程の変更が必要になる場合がある。
 - 『名称 (事業所の名称を含む。) 』は、「法人名 + 社会通念上の事業所名 + 【法的事業所名】」と記入し、既存の法的事業所名と重複しないようにすること。
- 高圧ガス保安法第 14 条第 1 項の許可に係る工事の全部又は一部 (取りやめない事項に変更が生じないものに限る。) を取りやめようとする場合、神奈川県高圧ガス保安法事務処理要綱で定める『申請等取下届』の届出が必要になる。

旧

1 高圧ガス製造施設等変更許可申請

(コンビ則第 13 条)

高圧ガス製造施設や製造をする高圧ガスの種類、製造方法を変更する場合の手続きの流れは、次のフローチャートに示すとおりである。変更許可申請に必要な書類は、次頁以降に示すものを標準とし、申請は工事着工予定の 1 箇月前を目途に行う。なお、大規模な改修や処理能力の変更を伴う変更、耐震設計が必要な変更等については、原則として事前に相談すること。また、申請時に保安検査の方法を確認する場合があるので留意しておくこと。



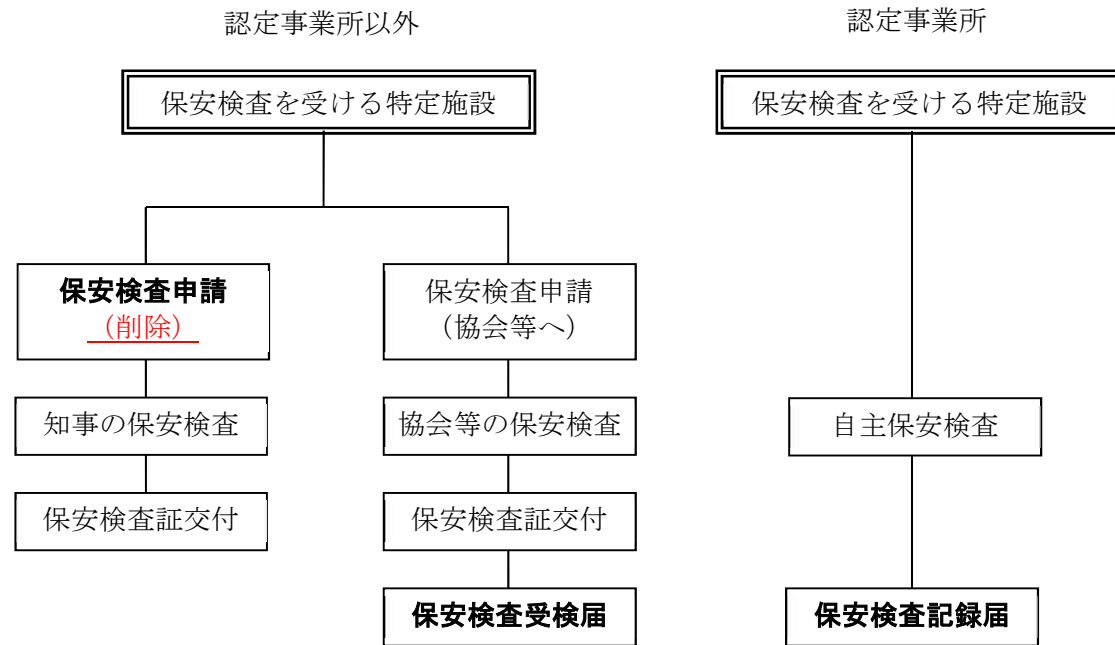
注 3 図中**太字**で示した手続きは、知事に対して行うものである。

【留意事項】

- 既に高圧ガスの製造の許可を受けた施設の一部を、第二種製造者として届出を行う場合、『高圧ガス施設等軽微変更報告』と『高圧ガス製造事業届』の両方の届出が必要となる。また、必要に応じて危害予防規程の変更が必要になる場合がある。
 - 『名称 (事業所の名称を含む。) 』は、「法人名 + 社会通念上の事業所名 + 【法的事業所名】」と記入し、既存の法的事業所名と重複しないようにすること。
- 高圧ガス保安法第 14 条第 1 項の許可に係る工事の全部又は一部 (取りやめない事項に変更が生じないものに限る。) を取りやめようとする場合、神奈川県高圧ガス保安法事務処理要綱で定める『申請等取下届』の届出が必要になる。

3 保安検査

高圧ガス保安法に基づき、特定施設の保安検査を受検する場合の手続きの流れは、次のフローチャートに示すとおりである。



注：図中太字で示した手続きは、知事に対して行うものである。

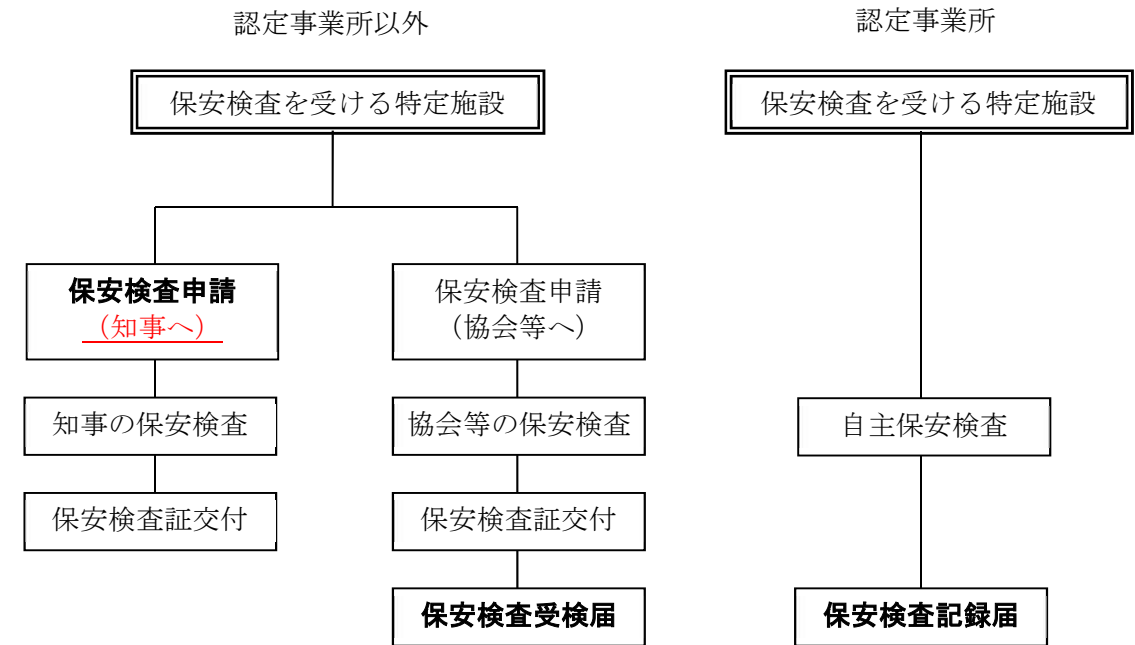
- (1) 知事が行う保安検査を受検する場合（コンビ則第 34 条第 3 項）
ア～イ（略）

ウ 保安検査申請に必要な書類

項目	内容
(ア) 保安検査申請書	様式第 17 （コンビ則第 34 条、第 35 条関係）
(イ) 製造施設一覧表	a 高圧ガス製造施設（コンビ則第 10 条の適用を受ける導管を含む。）ごとのガス名、処理能力、前回 の 保安検査年月日（基準日）及び今年度保安検査予定を記載する。（ 県参考様式第 2 号 ） b 当該申請に係る製造施設名と検査日をマークする。
(ウ) 貯槽一覧表	貯槽ごとのガス名、貯蔵能力、開放検査周期、前回 の 開放検査年月日及び今年度開放検査予定を記載する。なお、貯蔵量を制限している場合は、「許可容量」の欄に（ ）書きで制限後の貯蔵量を合わせて記載する。（ 県参考様式第 2-2 号 ）
(エ) 保安検査の概要	a 検査基準及び安全対策等は、社内基準等の名称を記載する。 b 機器一覧表に今回開放検査の対象とする機器を明示する。（ 県参考様式第 3 号 ）
(オ) 検査内容	機器及び配管の検査内容（非破壊検査の方法等）は、一覧表又は工程表等により明らかにする。なお貯槽開放検査及び特殊な反応器については、検査内容を詳しく記載する。 耐震設計構造物の耐圧試験及び気密試験において通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性ガスを満たそうとする場合は、例示基準に基づいて講ずる措置を記載する。

3 保安検査

高圧ガス保安法に基づき、特定施設の保安検査を受検する場合の手続きの流れは、次のフローチャートに示すとおりである。



注：図中太字で示した手続きは、知事に対して行うものである。

- (1) 知事が行う保安検査を受検する場合（コンビ則第 34 条第 3 項）
ア～イ（略）

ウ 保安検査申請に必要な書類

項目	内容
(ア) 保安検査申請書	様式第 17 （コンビ則第 34 条、第 35 条関係）
(イ) 製造施設一覧表	a 高圧ガス製造施設（コンビ則第 10 条の適用を受ける導管を含む。）ごとのガス名、処理能力、前回保安検査年月日（基準日）及び今年度保安検査予定日を記載する。（ 県参考様式第 2 号 ） b 当該申請に係る製造施設名と検査日をマークする。
(ウ) 貯槽一覧表	貯槽ごとのガス名、貯蔵能力、開放検査周期、前回開放検査年月日及び今年度開放検査予定日を記載する。なお、貯蔵量を制限している場合は、「許可容量」の欄に（ ）書きで制限後の貯蔵量を合わせて記載する。（ 県参考様式第 2-2 号 ）
(エ) 保安検査の概要	a 検査基準及び安全対策等は、社内基準等の名称を記載する。 b 機器一覧表に今回開放検査の対象とする機器を明示する。（ 県参考様式第 3 号 ）
(オ) 検査内容	機器及び配管の検査内容（非破壊検査の方法等）は、一覧表又は工程表等により明らかにする。なお貯槽開放検査及び特殊な反応器については、検査内容を詳しく記載する。 耐震設計構造物の耐圧試験及び気密試験において通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性ガスを満たそうとする場合は、例示基準に基づいて講ずる措置を記載する。

新		旧	
(カ) 工程表	検査の工程を記載する。	(カ) 工程表	検査の工程を記載する。
(キ) 組織図	検査組織の体制を記載する。	(キ) 組織図	検査組織の体制を記載する。
(ク) その他	事業所配置図及び保安検査対象施設のフローシート・機器配置図を添付する。	(ク) その他	事業所配置図及び保安検査対象施設のフローシート・機器配置図を添付する。
<p>エ 保安検査申請手数料</p> <p>保安検査申請手数料は、1年ごとに事業所全体の処理能力に相当する金額を神奈川県収入証紙及び電子納付により納付する。なお、休止届書が受理され、かつ前回の保安検査を受けた日から当該施設を再び使用する日までの期間が1年以上であるもの及びその年度に保安検査を受けなくてもよい施設の処理能力は、事業所全体の処理能力に算入しない。</p> <p>休止施設を再使用するために、知事が行う保安検査を受検する場合は、保安検査申請書の「前回の保安検査の年月日」の欄に（ ）書きで休止期間を記載した上で、当該施設の処理能力に応じた手数料を納付する。</p> <p>オ～ク (略)</p>		<p>エ 保安検査申請手数料</p> <p>保安検査申請手数料は、1年ごとに事業所全体の処理能力に相当する金額を神奈川県収入証紙により納付する。なお、休止届書が受理され、かつ前回の保安検査を受けた日から当該施設を再び使用する日までの期間が1年以上であるもの及びその年度に保安検査を受けなくてもよい施設の処理能力は、事業所全体の処理能力に算入しない。</p> <p>休止施設を再使用するために、知事が行う保安検査を受検する場合は、保安検査申請書の「前回の保安検査の年月日」の欄に（ ）書きで休止期間を記載した上で、当該施設の処理能力に応じた手数料を納付する。</p> <p>オ～ク (略)</p>	
<h2>6 高圧ガス製造施設軽微変更届</h2> <p style="text-align: right;">(コンビ則第14条)</p> <p>(1) 軽微変更の届出</p> <p>軽微な変更^アに該当する次の工事等を行った場合は、<u>完成後に届出</u>する。 ただし、<u>認定高度保安実施者の認定に係る製造施設の場合は、工事記録の作成・保存を行い届出は要しない。</u></p> <p style="text-align: center;">※【 】はコンビ則第14条の号のこと</p> <p>ア 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の認定品等（注10）又は保安上支障のないもの（注18）への取替えであって処理能力が変わらない工事【1号】</p> <p>イ 高圧ガス設備以外のガス設備の変更の工事【2号】</p> <p>ウ ガス設備以外の製造施設の設備（除害設備、ガス検知器及び消火設備等）の変更の工事【3号】</p> <p>エ 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス製造設備の撤去の工事（<u>認定高度保安実施者の場合は、認定に係る製造施設の処理能力の変更が伴うものを除く。</u>）（注19）【4号】</p> <p>オ 試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めた工事【5号】</p> <p>カ <u>特定設備の部品</u>（多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器（凝縮器及び蒸発器を含む。）のチューブ）を取替える工事（注20）【1号の2】</p> <p>キ <u>開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事</u>（高圧ガス貯槽の開放検査時の間において、フランジ又はカップリング接合等でタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合のタンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事等）【1号の3】</p> <p>ク コンビ則第17条第2号に規定する変更工事を行った後に行う当該設備（処理能力が100Nm³/日未満（不活性ガスについては300Nm³/日未満）の独立非連結設備である製造設備）の変更工事であって<u>保安上支障がないもの（注21）として認められたもの（認定高度保安実施者の場合は、認定に係る製造施設の処理能力の変更が伴うものを除く。）【4号の2】</u></p> <p>ケ 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、<u>認定高度保安実施者及び</u>自主保安高度化事業者が行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事</p> <p>(ア) 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（認定品等（注10）又は保安上支障のないもの（注18）への変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（アに該当するものを除く。）【8号イ】</p> <p>(イ) 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の<u>変更</u>（配管、バルブ又は継手から配管、バルブ、又は継手への変更^アに限り、当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（ア、ケ（ア）及びサ（エ）に該当するものを除く。）【8号ロ】</p>		<h2>6 高圧ガス製造施設軽微変更届</h2> <p style="text-align: right;">(コンビ則第14条)</p> <p>(1) 軽微変更の届出</p> <p><u>軽微変更は、次の工事等を行った場合に届出</u>する。</p> <p>ア 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の認定品等（注10）又は保安上支障のないもの（注18）への取替えであって処理能力が変わらない工事</p> <p>イ 高圧ガス設備以外のガス設備の変更の工事</p> <p>ウ ガス設備以外の製造施設の設備（除害設備、ガス検知器及び消火設備等）の変更の工事</p> <p>エ 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス製造設備の撤去の工事（注19）</p> <p>オ 試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めた工事</p> <p>カ 多管円筒形熱交換器（凝縮器及び蒸発器を含む。）のチューブを取替える工事（注20）</p> <p>キ 高圧ガス貯槽の開放検査時の間において、フランジ接合でタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合のタンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事</p> <p>ク コンビ則第17条第2号に規定する変更工事を行った後に行う当該設備（処理能力が100Nm³/日未満（不活性ガスについては300Nm³/日未満）の独立非連結設備である製造設備）の変更工事</p> <p>ケ 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者及び自主保安高度化事業者が行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事</p> <p>(ア) 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（認定品等（注10）又は保安上支障のないもの（注18）への変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（アに該当するものを除く。）</p> <p>(イ) 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の配管、バルブ又はフランジ継手から配管、バルブ、又はフランジ継手への変更の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（ア及びケ（ア）に該当するものを除く。）</p>	

新	旧								
<p>(ウ) ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（注 22）の工事（ア、イ、ケ（イ）及びサ（エ）に該当するものを除く。）【8号ハ】</p> <p>コ 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事</p> <p>(ア) 特定設備（設計圧力が 30MPa 以上のものを除く。）のノズル（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（注 22）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示（注 23）で定める要件を満たすもの（応力除去を行う必要がないと認められる場合に限る。）【6号】</p> <p>サ 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者のうち特定認定事業者として認められている者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事</p> <p>(ア) 特定設備のノズル（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであって、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る（注 24）。）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示（注 23）で定める要件を満たすもの（応力除去を行う必要がないと認められる場合）に限り、コ（ア）に該当するものを除く。）【7号イ】</p> <p>(イ) 特定設備（処理能力の変更がないものであって、同等以上の性能を有するものに限る。）の取替えの工事（コ（ア）及びサ（ア）に該当するものを除く。）【7号ロ】</p> <p>(ウ) 特定設備（特定設備検査規則の施行前に製造された設備であって、同令第 3 条に規定する特定設備に相当するものを含む。）の変更（注 25）の工事。（コ（ア）、サ（ア）及び（イ）に該当するものを除く。）【7号ハ】</p> <p>(エ) 高圧ガス設備（配管、バルブ、継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更（処理能力の変更を伴わないもの）の工事。（アに該当するものを除く。）【7号ニ】</p>	<p>(ウ) ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（注 21）の工事（ア、イ及びケ（イ）に該当するものを除く。）</p> <p>コ 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事</p> <p>(ア) 特定設備（設計圧力が 30MPa 以上のものを除く。）のノズル（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（注 21）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示（注 22）で定める要件を満たすもの（応力除去を行う必要がないと認められる場合に限る。）</p> <p>サ 認定完成検査実施者のうち特定認定事業者として認められている者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事</p> <p>(ア) 特定設備のノズル（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであって、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る（注 23）。）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示（注 22）で定める要件を満たすもの（応力除去を行う必要がないと認められる場合）に限り、コ（ア）に該当するものを除く。）</p> <p>(イ) 特定設備（処理能力の変更がないものであって、同等以上の性能を有するものに限る。）の取替えの工事（コ（ア）及びサ（ア）に該当するものを除く。）</p> <p>(ウ) 特定設備（特定設備検査規則の施行前に製造された設備であって、同令第 3 条に規定する特定設備に相当するものを含む。）の変更（注 24）の工事。（コ（ア）、サ（ア）及び（イ）に該当するものを除く。）</p> <p>(エ) 高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更（処理能力の変更を伴わないもの）の工事。（アに該当するものを除く。）</p>								
<p>注 18 「保安上支障のないもの」とは高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、「KHKS0804(2022)ペローズ型伸縮管継手の基準」及び「KHKS0805(2022)フレキシブルチューブの基準」（両基準とも対象は金属製の可とう管のみ）に基づく検査に合格した可とう管をいう。</p>	<p>注 18 「保安上支障のないもの」とは高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS 0803(2009)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。</p>								
<p>注 19 独立した製造設備等（「6 高圧ガス製造施設軽微変更届(3)エ」に定める設備）を撤去する場合には、高圧ガス軽微変更報告書（県様式第 3 号）を提出する。必要な書類は「6 高圧ガス製造施設軽微変更届(2)」に従うこと。</p>	<p>注 19 独立した製造設備等（「6 高圧ガス製造施設軽微変更届(3)エ」に定める設備）を撤去する場合には、高圧ガス軽微変更報告書（県様式第 3 号）を提出する。必要な書類は「6 高圧ガス製造施設軽微変更届(2)」に従うこと。</p>								
<p>注 20 多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器のチューブの取替えは、拡張による場合及びシール溶接による場合（耐圧性能に影響を与える溶接方法による場合を除く。）はともに軽微変更該当するが、チューブバンドルの取替えについては変更許可が必要となる。なお、チューブのプラグ打ちはシール溶接の有無に関わらず届出の不要な工事に該当する。</p>	<p>注 20 多管円筒形熱交換器のチューブの取替えは、拡張による場合及びシール溶接による場合（耐圧性能に影響を与える溶接方法による場合を除く。）はともに軽微変更該当するが、チューブバンドルの取替えについては変更許可が必要となる。なお、チューブのプラグ打ちはシール溶接の有無に関わらず届出の不要な工事に該当する。</p>								
<p>注 21 クの「保安上特段の支障がないもの」とは、次の工事以外のものをいう。</p> <p>(1) 製造施設の処理能力を 100Nm³/日（不活性ガス又は空気の場合は 300Nm³/日）以上に変更する工事</p> <p>(2) 耐震設計構造物を新設する工事</p> <p>(3) 耐震設計構造物への変更の工事</p>	<p>注 21 ケ（ウ）及びコ（ア）の取替えは、取り替える設備に関し、コンビ則第 3 条第 1 項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載するコンビ則第 3 条第 2 項各号（第 5 号及び第 6 号に掲げるものを除く。）に変更がないものに限る。</p>								
<p>注 22 ケ（ウ）及びコ（ア）の取替えは、取り替える設備に関し、コンビ則第 3 条第 1 項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載するコンビ則第 3 条第 2 項各号（第 5 号及び第 6 号に掲げるものを除く。）に変更がないものに限る。</p>	<p>注 22 溶接に用いられる母材の種類を定める告示（平成 22 年経済産業省告示第 57 号）</p>								
<p>注 23 溶接に用いられる母材の種類を定める告示（平成 22 年経済産業省告示第 57 号）</p>	<p>注 23 材質を変更する場合は、当該材質変更によって、従来生じていた又は生じるおそれのあった腐食及び劣化損傷以外の腐食及び劣化損傷が生じるおそれのないものに限る。</p>								
<p>注 24 材質を変更する場合は、当該材質変更によって、従来生じていた又は生じるおそれのあった腐食及び劣化損傷以外の腐食及び劣化損傷が生じるおそれのないものに限る。</p>	<p>注 24 サ（ウ）の変更は、特定設備検査規則に準じて行う協会の委託検査又は指定特定設備検査機関が行う検査に合格したものへの変更（設備の増設又は移設、転用、再使用若しくはこれらの併用を除く。）かつ処理能力及び位置の変更を伴わないものに限る。</p>								
<p>注 25 サ（ウ）の変更は、特定設備検査規則に準じて行う協会の委託検査又は指定特定設備検査機関が行う検査に合格したものへの変更（設備の増設又は移設、転用、再使用若しくはこれらの併用を除く。）かつ処理能力及び位置の変更を伴わないものに限る。</p>	<p>注 24 サ（ウ）の変更は、特定設備検査規則に準じて行う協会の委託検査又は指定特定設備検査機関が行う検査に合格したものへの変更（設備の増設又は移設、転用、再使用若しくはこれらの併用を除く。）かつ処理能力及び位置の変更を伴わないものに限る。</p>								
<p>(2) 軽微変更届に必要な書類 軽微変更届に必要な書類は次のとおりとする。</p>	<p>(2) 軽微変更届に必要な書類 軽微変更届に必要な書類は次のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 1864 477 1913">項目</th> <th data-bbox="477 1864 1380 1913">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1531 1864 1807 1913">項目</th> <th data-bbox="1807 1864 2709 1913">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容		
項目	内容								
項目	内容								

新		旧	
ア 高圧ガス製造施設軽微変更届書	様式第4（コンビ則第14条関係） 「変更の種類」の工事名称に加え、括弧書きで施設名称を記載する。	ア 高圧ガス製造施設軽微変更届書	様式第4（コンビ則第14条関係） 「変更の種類」の工事名称に加え、括弧書きで施設名称を記載する。
イ 明細書（参考2）	変更の理由、内容、軽微な変更工事に該当すると判断した根拠条文及び変更前後の処理能力等を記載する。また、 <u>変更等対象の施設に係る認定の取得状況</u> も記載する。	イ 明細書（参考2）	変更の理由、内容、軽微な変更工事に該当すると判断した根拠条文及び変更前後の処理能力等を記載する。また、 <u>認定保安検査実施者や認定完成検査実施者等の場合にはその旨も記載する。</u>
ウ 事業所配置図	撤去又は変更対象の施設を明示する。	ウ 事業所配置図	撤去又は変更対象の施設を明示する。
エ 機器配置図	撤去又は変更対象の機器の配置場所を明示する。	エ 機器配置図	撤去又は変更対象の機器の配置場所を明示する。
オ フローシート	撤去又は変更の前後の状況がわかるようにする。	オ フローシート	撤去又は変更の前後の状況がわかるようにする。
カ 機器等一覧表	撤去又は変更対象の機器の一覧表を添付する。 (1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のケからシを参照)	カ 機器等一覧表	撤去又は変更対象の機器の一覧表を添付する。 (1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のケからシを参照)
キ 添付書類	(I) 「(1) 軽微変更の届出」のケからサの場合 (ア) 県参考様式第1-2号及び「2 製造施設完成検査(1)知事の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(イ)から(オ)及び(サ) (II) 上記以外 (ア) ガス設備の変更や取替え、撤去を行った場合は、総合気密試験結果成績書（結果は、 <u>県参考様式第1-3号</u> 若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。）、総合気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真 (イ) 認定品等（注10）については、成績書類の写し又はそのリスト（リストのみ提出する場合は認定番号、成績書番号及び機器番号のうち、その機器を識別できるいずれかを必ず記載すること。） (ウ) 製造設備等の撤去については、当該設備の設置に係る完成検査証又は許可書の写し <u>(エ) 2023年11月24日付け消保第3703号により「(1) 軽微変更の届出」のオに該当する設備の部品の取替えを行った場合は、変更前後の材質及び構造（形状）に違いがない事が分かる図面</u>	キ 添付書類	(I) 「(1) 軽微変更の届出」のケからサの場合 (ア) 県参考様式第1-2号及び「2 製造施設完成検査(1)知事の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(イ)から(オ)及び(サ) (II) 上記以外 (ア) ガス設備の変更や取替え、撤去を行った場合は、総合気密試験結果成績書（結果は、 <u>県参考様式第1-3号</u> 若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。）、総合気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真 (イ) 認定品等（注10）については、成績書類の写し又はそのリスト（リストのみ提出する場合は認定番号、成績書番号及び機器番号のうち、その機器を識別できるいずれかを必ず記載すること。） (ウ) 製造設備等の撤去については、当該設備の設置に係る完成検査証又は許可書の写し <u>(新規)</u>

3) (略)

3) (略)

14 高圧ガス製造保安責任者等免状交付

(試験則第2条)

高圧ガス製造保安責任者等の免状交付は、高圧ガス保安協会試験センターが行っていますので、問い合わせして下さい。

問い合わせ先

高圧ガス保安協会 試験センター
郵便番号 105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
電話 03-3436-6106 ファクシミリ 03-3436-5746
フリーダイヤル 0120-66-7966

14 高圧ガス製造保安責任者等免状交付申請

(試験則第2条)

高圧ガス製造保安責任者等の免状交付申請は、高圧ガス保安協会に交付事務を委託しているため、下記の申請先に申請を行う。

(1) 免状の種類

- ア 高圧ガス製造保安責任者免状
(乙種化学、乙種機械、丙種化学、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械)
- イ 高圧ガス販売主任者免状
(第一種販売、第二種販売)

(2) 申請先

高圧ガス保安協会 試験センター
郵便番号 105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
電話 03-3436-6106 ファクシミリ 03-3436-5746
フリーダイヤル 0120-66-7966

(3) 申請方法等

上記申請先に申請書及び添付書類を郵送する。詳細は申請先に問い合わせるか、以下のウェブページを参照すること。

http://www.khk.or.jp/activities/regalexamination_course/regal_examination/proce_centif_issue.html
(高圧ガス保安協会 試験センター 免状の交付申請手続きのご案内)

17 認定高度保安実施者に係る手続き等

以下に、認定高度保安実施者における変更の特例、完成検査の特例、保安検査の特例、保安人員の選解任等及び危害予防規程の手続きについて説明する。

ここに記載がない手続きについては、目次 1～16 を参照すること。

(1) 変更の特例 (コンビ則第49条の7の9)

認定高度保安実施者の変更の工事については、以下のとおり、重要な変更工事については許可

(ア)、軽微な変更の工事については記録保存 (イ)、その他の変更については事後届出 (ウ) が必要となる。

変更の工事			
重要な変更	特定変更工事	許可	完成検査 必要 (記録保存)
その他の変更	「重要な変更」と「軽微な変更」以外の工事	事後届出	完成検査 不要
軽微な変更	コンビ則第 14 条各号の工事	記録保存 ・変更の内容 ・法第 8 条の技術上の基準に関する事項	完成検査 不要
製造の方法の変更・ガス種の変更			
重要な変更	ガス種の変更 常用圧力・常用温度の変更 (設計圧力又は設計温度を変更するものに限る。)	許可	完成検査 不要
その他の変更	「重要な変更」と「軽微な変更」以外の変更	事後届出	完成検査 不要
軽微な変更	常用圧力・常用温度の変更を伴わない製造の方法の変更	記録保存 ・変更の内容 ・法第 8 条の技術上の基準に関する事項	完成検査 不要

ア 重要な変更

申請に必要な書類は、目次 1 高圧ガス製造施設等変更許可申請に示したものを標準とし、申請は工事着工予定の 1 箇月前を目途に行う。なお、大規模な改修や処理能力の変更を伴う変更、耐震設計が必要な変更等については、原則として事前に相談すること。

イ 軽微な変更の工事

認定高度保安実施者の認定に係る製造施設の場合は、工事記録の作成・保存を行い、届出は要しない。

ウ その他の変更

認定高度保安実施者 高圧ガス製造施設等 変更届書 (様式第 34 の 7 の 8 (コンビ則第 49 条の 7 の 9 関係)) を用い、添付書類は目次 1 高圧ガス製造施設等変更許可申請に示したとおりとし、工事後に届け

(4) 手数料

神奈川県収入証紙で納付すること。

(新規)

新	旧
<p><u>出ること。</u></p> <p>(2) <u>完成検査の特例（コンビ則第49条の7の10）</u> <u>認定高度保安実施者は、都道府県知事による保安検査に代わって、自ら完成検査を実施することができる。この場合、認定高度保安実施者は、完成検査の記録を作成し、保存する。（改正高压法第39条の22、コンビ則第49条の7の10）。</u> <u>なお、記録については、目次2 製造施設完成検査を参考に作成する。</u></p> <p>(3) <u>保安検査の特例（コンビ則第49条の7の13）</u> <u>認定高度保安実施者は、都道府県知事による保安検査に代わって、自ら保安検査を行うことができる。この場合、認定高度保安実施者は、保安検査の記録を作成し、保存する。（改正高压法第39条の27、コンビ則第49条の7の13第6項）。</u> <u>なお、記録については、目次3 保安検査を参考に作成する。</u></p> <p>(4) <u>保安人員の選解任等（コンビ則第49条の7の11、第49条の7の12）</u> <u>認定高度保安実施者が保安人員（保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者、保安企画推進員）の選解任を行った場合は、その旨の届出を要せず、記録を作成し、免状の写しとともに、当該記録を保存する。</u></p> <p><u>※保安係員及び保安主任者の選任について、認定高度保安実施者は、製造のための施設の区分ごとに行うことを要しないが、高度な情報通信技術の活用等により、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講じることができるなど、適切な保安管理が行える方法で選任を行う必要がある（改正高压法第39条の24第1項、第39条の25第1項コンビ則第49条の7の11、第49条の7の12）。</u></p> <p>(5) <u>危害予防規程（改正高压法第39条の23）</u> <u>認定高度保安実施者は、危害予防規程の作成・変更したときは当該規程を保存し、目次11 危害予防規程届に基づく届出は要しないが、県知事から提出を求められたときは、速やかに提出する。</u></p>	

新

参考2 軽微変更届明細書の例

明細書

1 対象施設

〇〇ガス製造施設

<認定の取得状況>

事業者の区分	製造施設の区分	自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設	左記以外の製造施設
認定高度保安実施者		記録保存	
認定完成検査実施者			○
特定認定事業者			
認定保安検査実施者、自主保安高度化事業者 (認定完成検査実施者を除く)			
上記以外の事業者			

2 変更の目的及び内容

〇〇ガス製造施設において使用している手動弁が老朽化したため、同仕様（同形状・同材質）の弁（認定品）への取替えを行いました。

3 軽微変更の根拠

該当	根拠	変更内容
○	コンビ則 14条1号	高圧ガス設備（認定品等又は保安上支障のないもの）の取替え（処理能力変更無し）
	〃 1の2号	特定設備の部品の取替え（保安上特段支障のないもの）
	〃 1の3号	高圧ガス設備の設置（開放検査のための仮設の高圧ガス設備の設置に限る。）又は撤去
	〃 2号	ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更工事
	〃 3号	ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更工事
	〃 4号	製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事 (認定高度保安実施者の場合は、認定に係る製造施設の処理能力の変更が伴うものを除く。)
	〃 4の2号	コンビ則 17条2号の変更工事により追加された製造施設における変更工事で保安上特段の支障のないもの（認定高度保安実施者の場合は、認定に係る製造施設の処理能力の変更が伴うものを除く。)
	〃 5号	試験研究施設における変更工事（処理能力変更無し、経済産業大臣が認めたもの）
	〃 6号	認定完成検査実施者及び認定高度保安実施者が自ら完成検査を行うことができる製造施設において行う特定設備（設計圧力 30Mpa 以上のものを除く。）の管台の取替え工事
	〃 7号	特定認定事業者又は特定認定高度保安実施者が自ら完成検査を行うことができる製造施設において行う
	イ	特定設備の管台の取替え工事（同等以上の性能を有するもの）
	ロ	特定設備の取替え工事（同等以上の性能を有するもの）
	ハ	特定設備の変更工事（保安上特段の支障のないもの）
	ニ	高圧ガス設備（配管・バルブ・継手・附属機器類）の変更の工事

旧

参考2 軽微変更届明細書の例

明細書

1 対象施設

〇〇ガス製造施設

<認定の取得状況>

事業者の区分	製造施設の区分	自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設	左記以外の製造施設
認定完成検査実施者			○
特定認定事業者			
認定保安検査実施者、自主保安高度化事業者 (認定完成検査実施者を除く)			
上記以外の事業者			

2 変更の目的及び内容

〇〇ガス製造施設において使用している手動弁が老朽化したため、同仕様（同形状・同材質）の弁（認定品）への取替えを行いました。

3 軽微変更の根拠

該当	根拠	変更内容
○	コンビ則 14条1号	高圧ガス設備（認定品等又は保安上支障のないもの）の取替え（処理能力変更無し）
	〃 2号	ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更工事
	〃 3号	ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更工事
	〃 4号	製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事
	〃 5号	試験研究施設における変更工事（処理能力変更無し、経済産業大臣が認めたもの）
	〃 6号	認定完成検査実施者が自ら完成検査を行うことができる製造施設において行う特定設備の管台の取替え工事
	〃 7号	特定認定事業者が自ら完成検査を行うことができる製造施設において行う
	イ	特定設備の管台の取替え工事（同等以上の性能を有するもの）
	ロ	特定設備の取替え工事（同等以上の性能を有するもの）
	ハ	特定設備の変更工事（保安上特段の支障のないもの）
	ニ	高圧ガス設備（配管・バルブ・フランジ継手・附属機器類）の変更の工事

新			旧		
	〃 8号	認定完成・保安検査実施者、 <u>認定高度保安実施者</u> 、自主保安高度化事業者が行う工事であって		〃 8号	認定完成・保安検査実施者、自主保安高度化事業者が行う工事であって
	イ	高圧ガス設備 <u>(特定設備を除く。)</u> (認定品等又は保安上支障のないもの) への変更工事 (処理能力変更無し)		イ	高圧ガス設備 (認定品等又は保安上支障のないもの) への変更工事 (処理能力変更無し)
	ロ	高圧ガス設備 <u>(特定設備を除く。)</u> の変更工事 (配管・バルブ・ <u>継手</u> ⇄配管・バルブ・ <u>継手</u> に限り、 <u>当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。</u>) で、 <u>当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの</u>		ロ	高圧ガス設備の変更工事 (配管・バルブ・ <u>フランジ継手</u> ⇄配管・バルブ・ <u>フランジ継手</u> に限り、処理能力及び位置の変更を伴わないもの)
	ハ	ガス設備 <u>(特定設備を除く。)</u> の取替え工事		ハ	ガス設備の取替え工事
	<u>(削除)</u>		○	経済産業省 通達 20180323 保 局第 13 号	特定設備に係る多管円筒形熱交換器のチューブの取替え (耐圧性能に影響を与える溶接方法による場合を除く。) <u>コンビ則第 17 条第 2 号に規定する変更工事を行った後に行う当該設備の変更工事</u> <u>貯槽開放検査を行う間、フランジ接合を用いてタンクローリー等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリー等の設置、開放検査終了後の撤去</u>
4	処理能力の増減	今回の変更において処理能力の変更はありません。	4	処理能力の増減	今回の変更において処理能力の変更はありません。
5	耐震設計構造物	今回の変更範囲に耐震設計構造物に該当する設備はありません。 ※45mm 以上の配管系の内容積は、別添「配管容量計算書」を参照してください。	5	耐震設計構造物	今回の変更範囲に耐震設計構造物に該当する設備はありません。 ※45mm 以上の配管系の内容積は、別添「配管容量計算書」を参照してください。